

市立小学校における事故について

1 事実関係

- (1) 大島小学校のプールは、令和7年2月に予定されている工事の下見のため水を抜いた状態であった。
- (2) 令和6年11月下旬、校長は、消防用水のために、教頭と教務主任に対し注水を指示した。それを受け、教頭と教務主任は注水を行ったが、勤務時間内で注水・止水作業を行う方針であるため、18時頃、いったん止水した。
- (3) 同年12月6日(金) 12時頃、教頭が注水を再開した。この時、校長は遠足付添のため不在であり、注水する旨の報告は誰にも行っていない。
- (4) 教頭は、満水まで少なくとも10時間程度の注水を要することを知っており、同日中には満水とはならないことが見込まれたため、退勤前に止水作業を行う予定であった。
- (5) 同日18時55分～19時30分頃、教頭は、来校した保護者の対応を行った。
- (6) 同日19時45分頃、止水作業を行わないまま、教頭は退勤。注水を行っていることを知っている者は誰もいなかったため、注水は継続した。
- (7) 同年12月7日(土)、学校施設開放の使用者(発見者)が、プールに注水していることに気付き、学校に連絡し、その後、教務主任からの依頼により、16時30分頃、発見者が止水した。
- (8) 教頭が注水を再開した12月6日(金)12時頃から同月7日(土)16時30分頃まで、約28時間30分の間、注水を行っていた。なお、溢れた水はプールの排水溝から下水道に流れており、プール施設外への流出はない。
- (9) 推定流出量は620.5³m、推定損害額は50万9,478円

2 大島小学校流出事故と稲田小学校流出事故との差異

	大島小学校流出事故	稲田小学校流出事故
発生時期	令和6年12月6・7日	令和5年5月17～22日
推定流出量	620.5m ³	2175.5m ³
プールの場所	校庭（他への被害はない）	屋上（他への被害はない）
損害額	50万9,478円	190万624円（半額請求）
過失	<u>過失（※1）</u>	重過失に近い過失（※2）
過失がある職員	校長・教頭	校長・教諭
業務内容	<u>消防用水のための注水</u>	プールの授業のための注水
業務命令	<u>あ り</u>	な し
施設の状況	<u>自動止水装置なし</u>	自動止水装置あり
実際の操作方法	<u>通常どおりの操作方法</u>	通常とは異なる操作方法
必要な作業数	<u>複数回の注水・止水作業が必要</u>	1回（本来、止水作業は不要）

※1 ①止水を失念したこと、②誰にも報告せずに注水を行ったこと、③注水の指示の際に報告することなどの具体的な指示を行わなかったこと。

※2 ①校内マニュアルのとおり操作すれば、ろ過装置が「空焚き」となって警報音が鳴ることを事前に認識していたにもかかわらず、正しい操作方法の確認を怠ったこと、②実際に警報音が鳴った際、通常の方法とは異なり、警報音を止めるためにブレーカーを落としたがブレーカーを落とすことによりどのような影響が出るのか確認する必要があったにもかかわらず、それを怠ったこと（止水したつもりであったが、注水は継続し、かつ、止水機能が停止したため、流出を招いた。）、③作業の帰り際に、吐水口の目視確認により止水の確認を怠ったこと（稲田小は作業終了後に、機械室からプールサイドを通過して、校舎へ戻る構造となっている。）。

3 損害賠償請求の法的根拠等

(1) 根拠法令

民法第709条が適用され、要件は「過失」となる。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

※本件は財務会計行為でないため地方自治法第243条の2の8（賠償請求の要件を「重大な過失」とする規定）は適用されない。

(2) 従業員（職員）への損害賠償請求に係る判例（最高裁昭和51年7月8日判決）

「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」

(3) プールの水の流出事故に係る過去の類似裁判例（住民訴訟）

ア 東京地裁平成9年3月13日判決

プールに給水中である旨及び満水時の閉栓事務の引き継ぎを受けた施設管理員が、水道栓の確認は本件流出事故当日の巡視の大きな目的であったこと等にもかかわらず、引継事項を失念したことを「重大な注意義務違反」とし、損害額の8割を請求すべきとしたもの

イ 東京地裁平成29年6月29日判決

教諭がプールの排水バルブが開き続けていた状態でプールへの給水を継続的に行ったことを「過失」とし、損害額の5割を請求したことを是認したもの

4 国や他都市の動向

(1) 文部科学省が通知の発出

ア 令和6年7月10日付け「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」

イ 概要は、「学校設置者による必要な支援やチェック体制の構築等が十分に行われないまま、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくありません」とした上で、「学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、今後、損害賠償請求を一律に行うのではなく、本件に係る損害賠償責任が特定の教師等に生じることのないよう、積極的な取組を御検討いただくようお願いします」としている。

(2) 類似事例における他都市の取組

ア 稲田小学校流出事故以前は、損害額の5割を請求する事例が多かった。

イ 稲田小学校流出事故以降は、損害賠償請求する事例が減った。

5 損害賠償請求について

(1) 過失の有無

- ア 止水を失念したこと、誰にも報告せず単独で注水したことは、教頭の「過失」に該当
- イ 注水の指示の際に、注水時に報告することなど具体的な指示を行わなかったことは、校長の「過失」に該当
- ウ よって、民法第709条や過去の類似裁判例に照らし、損害賠償請求を行うことができる。
- エ 一方で、損害賠償請求に当たっては、昭和51年7月8日最高裁判決に照らし、諸般の事情を考慮して判断する必要がある。

(2) 損害賠償請求に当たって考慮すべき事情

- ア 市としては2年連続の流出事故であること。
- イ 当事者が学校管理職であること。
- ウ 失念自体は過失ではあるが、やむを得ないものであること。
- エ 自動止水装置がないこと。
- オ 満水までに複数回の作業が必要であること。
- カ 消防用水のための注水であって、チェック体制が十分ではなかったこと。
- キ 稲田小学校流出事件は「重過失に近い過失」であり、大島小学校流出事故は「過失」であること。

6 現時点の方針

- 現行の法制度の下では、過失・損害があり、両者に因果関係があるため、損害賠償請求を行うことも考えられる。
- 稲田小学校流出事故後に、文部科学省通知が発出されたり、類似事例における他都市の取組に変化が見受けられ、こうした状況の変化も踏まえる必要もある。
- 過失の内容、施設の状況、作業の負担の事情を考慮し、本件については、損害賠償請求は行わないことが適当である。